

患者さんの権利

〈患者さんの権利〉

1. 良質な医療を受ける権利

差別されることなく、良質で最善の医療を公平に受ける権利があります。

2. 選択の自由・自己決定の権利

治療方法やケアの内容などを自らの意思で選択し、決定する権利があります。

3. 情報に対する権利

自己に対する情報が提供されること、判断に必要な医学的な情報が提供されることセカンドオピニオンが受けられることなど病気や治療について、ご納得できるまで十分な説明と情報提供を受ける権利があります。

(ただし、病状への悪影響や記録に含まれる第三者についての秘密漏えいの恐れがあると判断される場合は提供されないこともあります)

4. 守秘義務に対する権利

個人情報やプライバシーが守られる権利があります。

5. 尊厳に対する権利

一人の人間としての尊厳を保ち、その人格や価値観などを尊重される権利があります。

6. 宗教的支援に対する権利

患者は、信仰する宗教の聖職者による支援を含む、精神的、道徳的慰問を受け るか受け ないか決める権利があります

7. 他の意見を聞く権利

診断や治療について、他の医師の意見を聞くことができます。

〈受診される方やご家族の責務〉

1. 安全で適切な医療を受けるために、自身の健康や病状に関する情報を、医師をはじめ病院職員にできる限り正確に伝えてください。

2. 請求された医療費はすみやかに支払ってください。

3. 病院敷地内全面禁煙です(健康増進法第25条の定めにより、受動喫煙防止及び健康管理のため)(無煙たばこ、非燃焼・加熱式たばこ含む)。また、病院周辺においてもマナーを守ってください。

4. いかなる理由があろうとも他の患者様や医療従事者への暴言・暴力行為、迷惑行為、その他これらに準じる行為は許されることではありません。社会人として節度のある行動を望みます。以下のような行為により、他の患者さんにご迷惑がかかる場合や医療者の診療行為が妨げられる場合には、当院での診療をお断りいたします。
また、必要に応じて警察へ通報することがあります。

- 暴言・暴力行為・脅迫・窃盗
- 危険物の持ち込み・飲酒・喫煙
- 入院時における無断外出・外泊
- 他の患者もしくは医療従事者への迷惑行為
- セクシャル・ハラスメント